

令和6年度 富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金・PPA契約

(富士市市民再生可能エネルギー普及推進事業費補助金) 企業グループ登録の手引き

<登録について>

富士市市民再生可能エネルギー普及推進事業費補助金の利用を希望される事業者は、事業計画書の提出の前に「企業グループ」を登録してください。

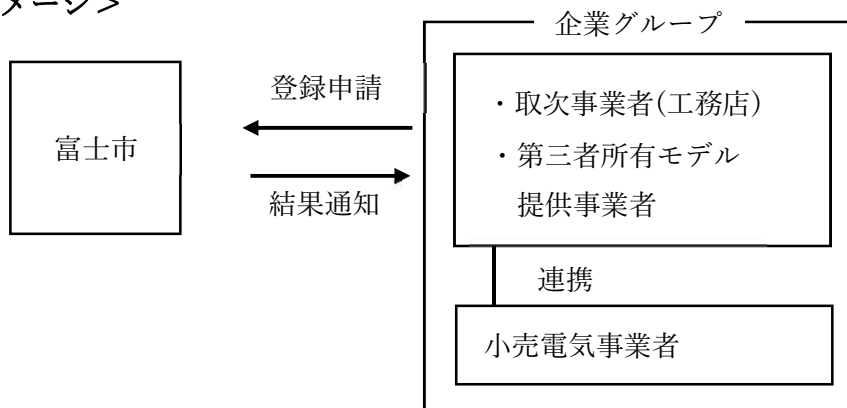
<登録の目的>

第三者所有モデルによる太陽光発電システムの導入における消費者問題の発生を防ぎ、市民の安心感を高めることで、市内住宅への太陽光発電システムの普及を推進するため。

<用語の定義>

電力使用契約	第三者所有モデル提供事業者が、自己の負担により住宅に太陽光発電システムを設置し、維持管理を行い、住宅所有者が当該太陽光発電システムにより発電した電力を当該住宅で使用する契約のこと
取次事業者	第三者所有モデルによる太陽光発電システムの普及キャンペーンを実施し、住宅所有者に導入支援金を支払う工務店等のこと
第三者所有モデル提供事業者	住宅所有者と電力使用契約を締結する事業者のこと
導入支援金	登録企業グループが電力使用契約を締結した住宅所有者へ交付する現金のこと

<登録のイメージ>



<登録の条件>

- ・取次事業者を代表とした企業グループとしてください。
- ・第三者所有モデル提供事業者は必ず登録してください。

【例外】取次事業者を経由せずに第三者所有モデル提供事業者が直接市民へ営業活動を行う場合には、第三者所有モデル提供事業者を代表事業者とし、取次事業者を登録しないことができます。

- ・電気小売事業者の登録は任意です。

【例外】電力使用契約の締結にあたり、小売電気事業者が指定されかつ太陽光発電システムで発電された電気の利用料金が定額、又は定額を含む場合は必ず登録してください。

- ・企業グループのうち少なくとも1者は市内に事業所を持つ事業者としてください。

<登録申請の提出書類>

【必ず提出する書類】

企業グループに関する書類（1～2）

- 1 登録申請書（様式 Web サイト又は環境総務課にて配布）
- 2 企業グループ登録申請に係る宣誓書（様式 Web サイト又は環境総務課にて配布）

第三者所有モデル提供事業者に関する以下の書類（3～6）

- 3 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 4 電力使用契約の内容がわかる約款など
- 5 電力使用契約の実績がわかる資料
- 6 市税完納証明書（富士市役所3階 収納課）

※市内に事業所等がなく課税対象がない場合は、富士市役所3階収納課で所得・課税・納税証明交付申請書に課税対象がない旨の印を押したものを取得し提出してください。

【構成事業者に応じて選択して提出する書類】

取次事業者を登録する場合（7～8）

- 7 建設業許可通知書の写し
（提出が困難な場合には登記事項証明書（履歴事項全部証明書）でも可）
- 8 取次事業者の概要がわかるパンフレットなど

小売電気事業者を登録する場合（9）

- 9 小売電気事業者を営もうとする者の登録についての写し

【備考】

- ・登録を申請する企業グループの構成事業者が他企業グループにて登録済みで、かつ登録内容に変更等が無い場合は、3～9の申請に係る添付書類を省略することができます。
- ・企業グループの登録状況については、ホームページをご確認ください。

<登録申請の結果通知について>

登録申請内容を審査のうえ、登録の可否を登録結果通知書にて事務担当事業者へ通知します。併せて、登録した場合は本市のホームページへ登録企業グループの情報を掲載します。

<登録期間>

令和7年3月31日まで

※令和7年度以降も同補助金が継続する場合は、登録企業グループの登録も同様に継続します。

<登録内容の変更>

登録企業グループの構成事業者やサービス内容に変更がある場合には、富士市再生可能エネルギー普及推進事業者登録変更申請書でご報告ください。

<お問い合わせ先>

富士市役所 環境部環境総務課 環境政策担当 電話 0545-55-2902 Fax0545-51-0522

<提出書類チェック表>

種別	番号	対象	書類名	チェック欄
必須提出	1	企業グループ	登録申請書（様式 Web サイト又は環境総務課にて配布）	
	2		宣誓書（様式 Web サイト又は環境総務課にて配布）	
	3	第三者所有モデル提供事業者	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
	4		電力使用契約の内容がわかる約款など	
	5		電力使用契約の実績がわかる資料	
	6		市税完納証明書※ （富士市役所3階 収納課）	
選択提出	7	取次事業者	建設業許可通知書の写し （提出が困難な場合には登記事項証明書（履歴事項全部証明書）でも可）	
	8		取次事業者の概要がわかるパンフレットなど	
	9	小売電気事業者	小売電気事業者を営もうとする者の登録についての写し	
備考	<p>※市内に事業所等がなく課税対象がない場合は、富士市役所3階収納課で所得・課税・納税証明交付申請書に課税対象がない旨の印を押したものを取得し提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録を申請する企業グループの構成事業者が、他企業グループにて登録済みで、かつ状況に変更等が無い場合には、番号3～9の書類を省略することができます。 ・企業グループの登録状況については、ホームページをご確認ください。 			

記入例

令和6年 4月 1日

富士市市民再生可能エネルギー普及推進企業グループ登録申請書

（宛先） 富士市長

**代表事業者を
申請者としてください。**

住 所 **富士市永田町1-000**

申請者 名 称 **〇〇工務店(株)**

代表取締役 **富士山 太郎**

電話番号 **0545-55-0000**

下記のとおり、富士市市民再生可能エネルギー普及推進企業グループを登録したく申請します。

記

取次事業者 （取次事業者を経由せずに第三者所有モデル提供事業者が直接市民へ営業を行う場合は記入不要）	住所（〒417-8601 ） 富士市永田町1-000
	名称 〇〇工務店(株)
	代表者職氏名 代表取締役 富士山 太郎
<input checked="" type="checkbox"/> 本企業グループの代表事業者です。	連絡先 0545-55-0000 URL https://www.city.fuji.shizuoka.〇〇/
第三者所有モデル提供事業者 （必ず登録してください）	住所（〒417-8601 ） 富士市永田町1-△△△
	名称 〇〇電力サービス(株)
	代表者職氏名 代表取締役 富士山 次郎
<input type="checkbox"/> 本企業グループの代表事業者です。	連絡先 0545-55-△△△△ URL https://www.city.fuji.shizuoka.△△/
小売電気事業者 （電力小売事業者が指定され、かつ発電した電力利用料金が）	住所（〒417-8601 ） 富士市永田町1-□□□
	名称 〇〇小売電気(株)
	代表者職氏名 代表取締役 富士山 三郎
	連絡先 0545-55-□□□□ URL https://www.city.fuji.shizuoka.□□/
事務担当事業者	<input type="checkbox"/> 取次事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者所有モデル提供事業者 <input type="checkbox"/> 小売電気事業者

**登録・申請等の問い合わせ
先になりますので、
チェックしてください。
（1社のみ）**

サービスの名称	太陽光発電システム初期費用ゼロサービス
基本契約期間	10年・15年
料金表 ※任意様式可	太陽光発電システムで発電した電力 月額2,000円(使用量不問) それ以外の電気 ○○小売電気(株)の約款料金(添付資料参照) 等
サービスの説明・特徴など	太陽光発電システムの容量 4kW以上
	契約者の年齢制限 60歳未満
	築年数の制限 15年未満
	その他の制限等 スレート屋根であること
	URL https://www.city.fuji.shizuoka.oo.servicenaiyou/
故障時の対応	故障時の連絡先 0545-55-○○△△
	保証期間 10年間
	保証内容 工事・機器
定期点検	周期 5年に1回
	点検担当 ○○電力サービス(株)
	内容 太陽光モジュール及びパワコンの簡易点検
	費用負担 なし
取扱いのある太陽光モジュールのメーカー等 ※任意様式可	○○ソーラー株式会社 等 詳細別紙
取扱いのあるパワコンのメーカー等 ※任意様式可	○○ソーラー株式会社 等 詳細別紙
備考	上記以外に説明したいことや、アピールポイント等を記載してください。

承諾事項

- ・富士市市民再生可能エネルギー普及推進事業費補助金交付要領の規定及び関連すること
- ・市民からの問い合わせ、苦情やトラブルに誠実に対応すること
- ・本市に申請し登録した料金算定の決まりを遵守すること
- ・住宅所有者に対して、本市の助成金が市民へ還元されている旨を説明すること
- ・設置する太陽光発電システムは地絡検知機能を有すること
- ・設置する太陽光発電システムは停電時においても住宅へ電力供給を継続できること
- ・設置する太陽光発電システムで発電し住宅で使用する電力については、環境価値が伴っていること
- ・設置する太陽光発電システムは未使用品であること
- ・設置する太陽光発電システムが故障した場合には、速やかに交換又は修理をすること
- ・本登録申請書に記載した内容を、本市ホームページ等で公開すること

**承諾のうえ、
チェックしてください**

承諾
します

記入例

企業グループ登録申請にかかる宣誓書

令和6年 4月 1日

（あて先）富士市長

住 所 富士市永田町1-000

代表事業者 氏 名 〇〇工務店(株)
代表取締役 富士山 太郎
電話番号 0545-55-0000

富士市市民再生可能エネルギー普及推進事業費補助金交付要領の規定に基づき、本企業グループの構成事業者について、次に掲げるとおりであることを宣誓します。

- 営業活動の際には、特定商取引法及び消費者契約法を遵守し、消費者トラブルが生じないように誠実に取り組むこと
- 過去5年間において、本企業グループの構成事業者が特定商取引法及び消費者契約法に基づく行政処分を受けていないこと
- 市民より、本企業グループの営業活動等に対する苦情等が寄せられた場合は、営業活動の状況について速やかに調査し、市長に報告のうえ、改善を行うこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではなく、社員の中に同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下、「暴力団員等」といいます。）が存在しないこととします。また、補助事業執行の際、暴力団、暴力団員等が構成する者との間で利益供与は行いません。

承諾のうえ、
チェックしてください

5 承諾事項

市長が、登録の審査のため、登録事業者が過去5年間に特定商取引法及び消費者契約法に基づく行政処分の有無を確認すること

承諾
します

記入例

令和6年10月 1日

富士市市民再生可能エネルギー普及推進企業グループ登録抹消申請書

(宛先) 富士市長

代表事業者を
申請者としてください。

住 所 富士市永田町1-000

申請者 名 称 〇〇工務店(株)

代表取締役 富士山 太郎

電話番号 0545-55-0000

下記の
申請しま

確認・承諾のうえ、
チェックしてください

をエネルギー普及推進登録企業グループを抹消したく

記

登録企業グループ番号	令3-00
確認・承諾事項	<input type="checkbox"/> 以下の事項について、確認・承諾しました。 ・本登録企業グループの構成事業者すべてが、登録の抹消について合意しています ・本申請書の提出日以降、本登録企業グループは事業計画書を提出できません※ ・富士市ホームページの登録企業グループ情報を抹消します

※承認済の事業計画については補助金申請が可能です。速やかにお手続きください。